

稲城市工事の前金払の事務に関する取扱要綱

平成29年11月30日

市長 決 裁

(趣旨)

第1条 稲城市契約事務規則（平成20年稲城市規則第16号。以下「規則」という。）の規定による前金払に関する事務の取扱については、この要綱の定めるところによる。

(前金払の対象)

第2条 規則第56条第1項の規定により前金払を行うことができる公共工事は、次に掲げるものとする。

- (1) 土木工事、建築工事又は設備工事であって、1件の設計金額が1,000万円以上、かつ、工期が60日以上のもの
- (2) 土木建築に関する工事の設計及び調査であって、1件の設計金額が300万円以上、かつ、工期が60日以上のもの

2 市長は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げた以外の公共工事について、前金払を行うことができる。

(前払金の端数処理)

第3条 規則第56条第1項に定める前金払の額は、契約金額が1億円未満の公共工事にあつては10万円、契約金額が1億円以上の公共工事にあつては100万円を単位として決定するものとする。

(前払金の限度額の明示)

第4条 市長は、規則第56条第1項の規定により前金払を行う公共工事においては、その起工書、入札通知書等において、当該工事が前金払の対象である旨及び前金払の支払限度額を明記しなければならない。

(前払金に関する特約条項の設定)

第5条 市長は、規則第56条第1項の規定により前金払を行う公共工事の契約を締結するときは、その契約書に次に掲げる事項を明記しなければならない。

- (1) 前金払の支払限度額
- (2) 前金払の請求方法及び支払期限

- (3) 前払金を充当できる使途の範囲
- (4) 契約が変更又は解除された場合における前払金の追加又は返還の要件及び請求方法
- (5) 前払金の追加又は返還が遅延した場合の措置
(前金払の請求)

第6条 規則第56条第1項の規定により前金払を行う公共工事の契約者（以下単に「契約者」という。）は、当該工事に係る契約を締結した日以後、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下単に「保証事業会社」という。）と同条第5項に規定する保証契約（以下単に「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を稲城市（以下「市」という。）に寄託して、市に対して前金払を請求することができる。

- 2 市長は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前金払を行うものとする。
- 3 市長は、第1項の場合において、必要があると認めるときは、前金払の請求時期を別に指定することができる。

（契約金額の変更に伴う前払金額の変更）

第7条 規則第56条第2項の規定により前払金を追加払し、又は返還させる場合においては、当該追加又は返還の額は、次に定めるところによる。

- (1) 契約金額が増額された場合 増額後の契約金額に係る前金払の限度額から、すでに支払われた前払金額を差し引いた額
 - (2) 契約金額が減額された場合 すでに支払われた前払金額から、減額後の契約金額に係る前金払の限度額を差し引いた額
- 2 前項第1号の場合において、前払金の追加を受けようとする者は、当該変更の日以後、前払金の追加を請求することができる。
 - 3 第1項第2号の場合において、市長は、すでに支払った前払金の返還を請求することができる。この場合において、契約者は、市長が指定する日までに当該前払金を返還しなければならない。
 - 4 前項の場合において、契約者が同項の期限までに返還すべき前払金の全部又は一部を返還しないときは、市長は、同項の期限を経過した日から返還する日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭

和24年法律第256号)第8条第1項に定める遅延利息の率で計算した額の遅延利息を徴収することができる。

(保証契約の変更)

第8条 契約者は、前条第2項の規定により、すでに支払われた前払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ保証契約を変更し、変更後の保証証書を市に寄託しなければならない。

2 契約者は、前項に定める場合のほか、契約金額が減額された場合において保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに市に寄託しなければならない。

(前払金の使用等)

第9条 契約者は、規則第56条第1項の規定により前払金を受領した場合においては、当該前払金を当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(当該工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、前払金の支払に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

2 稲城市工事の前金払及び中間前金払の事務に関する取扱要綱(平成21年1月30日市長決裁)は、廃止する。